#### 倒産・解雇・雇止めなどの理由で離職された方へ

# 国民健康保険税の軽減を受けられる場合があります

まずは雇用保険受給資格者証を確認してください。



#### 軽減額は?

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、<u>対象者の前年中の給与</u> 所得を100分の30とみなして算定することにより、行います。

## 軽減の期間は?

離職の翌日の属する月から、翌年度末までの期間です。

- ※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。
- ※国民健康保険に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険 に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### 軽減を受けるには?

軽減を受けるには申請が必要です。次のものをご持参のうえ、あま市役所保険医療課また は美和・七宝市民サービスセンター窓口で、手続きをしてください。

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ 本人確認ができるもの

#### お問合せ先

あま市役所 保険医療課 国保年金係 Ta. 0 5 2 - 4 4 4 - 3 1 6 8